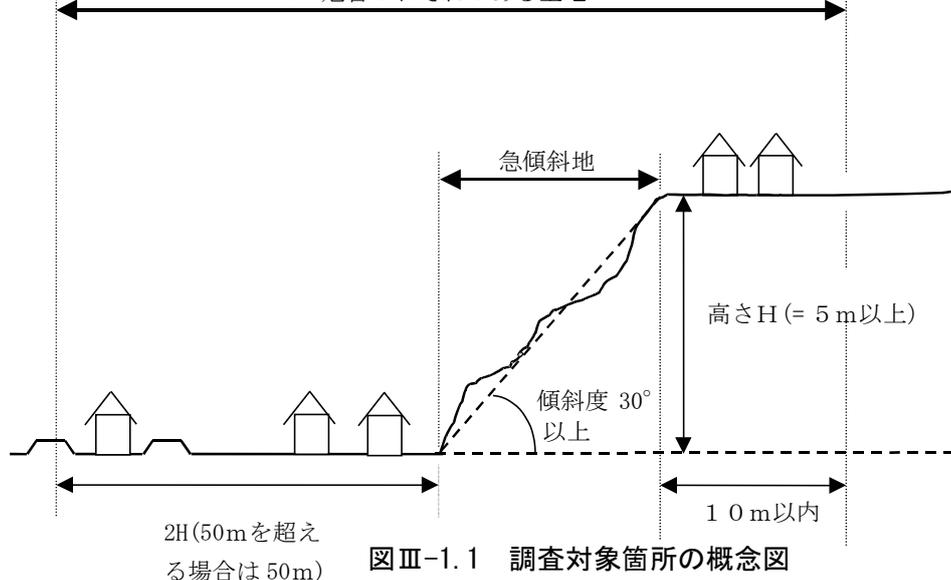


第Ⅲ編 調査内容

第1章 調査対象箇所抽出

調査対象箇所の抽出にあたっては、1/25,000 地形図（同等以上の大縮尺地形図がある場合はこれを用いてもよい）を用い、以下の二つの条件を勘案して、警戒避難体制の整備、その他の行政上の措置を円滑に行うことができるように、一つのまとまりのある区域を抽出することを標準とする。

調査対象箇所の抽出は、平成 11～12 年度に実施した急傾斜地崩壊危険箇所点検調査により抽出された斜面区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを参考とし、1/2,500 地形図により新たに判明した箇所を追加し、調査対象とする。危害のおそれのある土地



解説

- (1) 調査対象箇所の抽出にあたっては、以下の条件を満たす地形図及び資料を用いる。
- ① 1/25,000 地形図(同等以上の大縮尺地形図がある場合は、これを用いてもよい)
 - ② 既存の急傾斜地崩壊危険箇所調査報告書（最新のもの）

(2) 1箇所の警戒区域の考え方について

次の条件にあてはまる区域を1箇所の警戒区域として設定する。

- I) 警戒区域が重複する場合は1箇所とする。II) 斜面下端位置における警戒区域間の直線距離が概ね 100m 以下であれば1箇所とする。ただし、警戒区域が長大になる場合は、告示図書の範囲（A3）内で収まるよう分割する。

【○20260331 改訂後_追記】

- III) 新規斜面を指定する場合は、II) に依らず、告示図書の範囲（A3）内で収まるのであれば、既指定の警戒区域と統合し1箇所とする。